

○ 景観法運用指針（平成16年12月17日付け16農振1618号・国都計第111号・環自国発041217001号農林水産事務次官・国土交通事務次官・環境事務次官通知）の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">景 観 法 運 用 指 針</p> <p style="text-align: center;">平成16年12月 改正歴：平成17年6月 平成17年9月 平成21年12月 平成23年9月 平成26年7月 平成28年3月 <u>平成30年4月</u></p> <p style="text-align: center;">国 土 交 通 省 農 林 水 産 省 環 境 省</p>	<p style="text-align: center;">景 観 法 運 用 指 針</p> <p style="text-align: center;">平成16年12月 改正歴：平成17年6月 平成17年9月 平成21年12月 平成23年9月 平成26年7月 平成28年3月</p> <p style="text-align: center;">国 土 交 通 省 農 林 水 産 省 環 境 省</p>
I～IV (略)	I～IV (略)
<p>V 法の運用の在り方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 景観協議会</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的考え方</p>	<p>V 法の運用の在り方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 景観協議会</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的考え方</p>

景観協議会を設置する場合としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- ・ シンボルロード等の景観重要公共施設又は将来景観重要公共施設になることが見込まれる施設及びその周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、景観行政団体、当該公共施設の管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民等が参加し、景観重要公共施設としての整備方針及び占用の許可の方針の検討、オープンカフェの設置・運営方法等、周辺地域を含めた景観形成のあり方の検討等を行う場合
- ・ 鉄道駅周辺等の交流拠点において、良好な景観形成と地域活性化を一体的に推進するため、景観行政団体、駅前広場の管理者、鉄道事業者、バス事業者、周辺商店街振興組合、地区住民等が参加し、駅周辺の景観計画の案の検討、花いっぱい運動、活性化イベントの開催等の関係者の協働による景観形成・地域活性化策の検討等を行う場合
- ・ 歴史的なまちなみや、景観資源が散在する地域で、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進するため、景観行政団体、景観整備機構、公共施設管理者、地域住民、観光協会、周辺事業者等が参加して、歴史的な街並みの景観形成基準の検討や、景観重要建造物の利活用方策、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和したみちづくりの検討等を行う場合
- ・ スキー場や温泉等のリゾート施設が集積する地帯において、リゾート景観の創出を図るため、景観行政団体や観光協会、鉄道事業者、周辺事業者等が参加して、周辺の自然環境と調和した屋外広告物、建築物等のあり方や集合看板化の検討等を行う場合

景観協議会を設置する場合としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- ・ シンボルロード等の景観重要公共施設又は将来景観重要公共施設になることが見込まれる施設及びその周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、景観行政団体、当該公共施設の管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民等が参加し、景観重要公共施設としての整備方針及び占用の許可の方針の検討、オープンカフェの設置・運営方法等、周辺地域を含めた景観形成のあり方の検討等を行う場合
- ・ 鉄道駅周辺等の交流拠点において、良好な景観形成と地域活性化を一体的に推進するため、景観行政団体、駅前広場の管理者、鉄道事業者、バス事業者、周辺商店街振興組合、地区住民等が参加し、駅周辺の景観計画の案の検討、花いっぱい運動、活性化イベントの開催等の関係者の協働による景観形成・地域活性化策の検討等を行う場合
- ・ 歴史的なまちなみや、景観資源が散在する地域で、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進するため、景観行政団体、景観整備機構、公共施設管理者、地域住民、観光協会、周辺事業者等が参加して、歴史的な街並みの景観形成基準の検討や、景観重要建造物の利活用方策、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和したみちづくりの検討等を行う場合
- ・ スキー場や温泉等のリゾート施設が集積する地帯において、リゾート景観の創出を図るため、景観行政団体や観光協会、鉄道事業者、周辺事業者等が参加して、周辺の自然環境と調和した屋外広告物、建築物等のあり方や集合看板化の検討等を行う場合

<ul style="list-style-type: none"> 山岳、海峡、湖、河川等の広域的な景観の保全を図るため、景観行政団体、関係する市町村及び都道府県、景観整備機構、景観の保全形成活動を行うNPO等が参加して、広域にわたる景観の保全に向けた景観形成基準の検討等を行う場合 <p>なお、隣接する二以上の景観計画区域が連携し、広域的な観点から調和のとれた景観形成を推進する必要があるような場合には、互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、二以上の景観協議会を共同開催する、<u>あるいは、一体的な取組をさらに推進するため共同して一の景観協議会を組織する</u>等一体的に運用することも考えられる。</p> <p>(3) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山岳、海峡、湖、河川等の広域的な景観の保全を図るため、景観行政団体、関係する市町村及び都道府県、景観整備機構、景観の保全形成活動を行うNPO等が参加して、広域にわたる景観の保全に向けた景観形成基準の検討等を行う場合 <p>なお、隣接する二以上の景観計画区域が連携し、広域的な観点から調和のとれた景観形成を推進する必要があるような場合には、互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、二以上の景観協議会を共同開催する等一体的に運用することも考えられる。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>4～10 (略)</p>	<p>4～10 (略)</p>
<p>1.1 税制上の特例措置（所得税・法人税）</p> <p>(2) 税務手続</p> <p>1500万円特別控除の特例を受けようとする場合は、土地等を譲渡した日の属する年分又は事業年度の確定申告書（法人にあっては中間申告書を含む。）にその旨を記載するとともに、<u>個人にあっては次の書類を添付し、法人にあっては当該書類を保存しなければならない</u>（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第17条の2第1項第10号又は同規則第22条の5第1項第10号）。</p>	<p>1.1 税制上の特例措置（所得税・法人税）</p> <p>(2) 税務手続</p> <p>1500万円特別控除の特例を受けようとする場合は、土地等を譲渡した日の属する年分又は事業年度の確定申告書（法人にあっては中間申告書を含む。）にその旨を記載し、<u>買取りをする者から交付を受けた、土地等の買取りがあったことを証する書類のほか、次の書類を添付すべきである</u>（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第17条の2第1項第10号又は同規則第22条の5第1項第10号）。</p>
<p>別添様式2</p> <p>* 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の適用を受ける場合には、この証明書を<u>保存しておく必要があります</u>。</p>	<p>別添様式2</p> <p>* 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の適用を受ける場合には、この証明書を<u>法人税申告書に添付してください</u>。</p>

別添様式 4

* 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の適用を受ける場合には、この証明書を保存しておく必要があります。

別添様式 4

* 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の適用を受ける場合には、この証明書を法人税申告書に添付してください。